第２回
棚倉町下水道事業運営審議会

令和8年10月28日（水）午後6時30分
棚倉町役場　正庁（３Ｆ）

目次

1. 審議会スケジュールと審議事項　P2～3
2. 前回の振り返り　P4～7
3. 下水道使用料の使い道（対象経費）　P8～16
4. 適正な下水道使用料の見直し方　P17～24
5. 下水道使用料体系と収入の現状　P25～34

１．審議会スケジュールと審議事項

審議会のスケジュールと審議事項（予定）

※審議の進捗状況により変更になる場合があります

項目	時期	審議事項等
第１回 審議会	令和8年8月5日	・審議会への諮問 ・下水道使用料の在り方について
第２回 審議会	令和8年10月28日	・下水道使用料の見直し ・使用料算定期間と改定率について
第３回 審議会	令和8年12月中	・下水道処理施設の見学 ・使用料改定（案）について
第４回 審議会	令和9年2月中	・審議結果まとめ ・答申に向けて

2. 前回の振り返り

第１回棚倉町下水道事業運営審議会で説明した
経営戦略の概要及び下水道使用料改定の方向性に
ついて一部抜粋して振り返ります。

下水道事業の基本的な考え方

経営の基本原則

1. 独立採算の原則

下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくことを原則としている。

2. 受益者負担の原則

下水道というサービスにより、利益を受ける者が、その経費を負担すべきという原則。

3. 雨水公費・汚水私費の原則

雨水は自然現象であり、雨水を排除する受益は広く及ぶことから、その費用は税金で負担し、汚水は使用者の日常生活や生産活動等により生じるため、その排出量に応じて下水道の使用者（下水道使用料）が負担するという原則。

棚倉町の下水道事業は２つの事業の総称

「公共下水道事業」

- 処理方式　　分流式
 （当事業では汚水管のみ整備）
- 全体計画　　391ha
- 認可計画面積　188ha
- 整備済面積　　173.6ha
- 整備済延長　　約31.4km

「農業集落排水事業」

- 地区　　社川地区
- 処理方式　　分流式
 （当事業では汚水管のみ整備）
- 整備済面積　247ha
- 整備済延長　約12km

※令和6年度末現在

下水道事業の経営状況・課題

事業を取り巻く環境（将来）

・下水道処理区域内の人口
　➡ 減少傾向
・有収水量 ➡ 減少傾向
・使用料収入 ➡ 減少傾向
・施設の老朽化等 ➡ 進行・更新
・維持管理 ➡ 継続して必要

公営企業会計への移行

・令和6年度に下水道事業を移行
・経営状況の明確化
・一般会計からの補填（赤字）

経営戦略に基づく事業実施

・施設の適切な維持管理と更新
・将来にわたって安定的に経営し、経営の健全化を図るため、定期的に**適切な使用料の在り方を検討**

棚倉町の下水道使用料

・平成19年以降、消費税及び地方消費税率の引き上げに伴うもの以外、**使用料改定を行っていない**

３．下水道使用料の使い道（対象経費）

下水道事業で必要な経費と財源の使い道

下水道事業の運営に必要な経費

1．施設の維持管理費（収益的支出）
　➡ 電気代、人件費等、下水の処理にかかる経費

2．施設の建設・改良費（資本的支出）
　➡ 下水道管や汚水桝等の建設、更新にかかる経費

下水道事業を運営するための財源

1．下水道使用料 ➡ 施設の維持管理費に使用
2．税金（一般会計からの繰入金） （収益的収入）

3．企業債（借入金） ➡ 施設の建設・改良費に使用
4．国からの補助金 （資本的収入）

下水道使用料の使い道（使用料対象経費）

使用料対象経費とは、
下水道事業を行うための経費のうち、汚水処理に係る経費（**維持管理費・資本費**）から公費負担分を除いた、下水道使用料で賄うべき経費のこと。
➡ 汚水を処理するために使用者に負担していただく費用

経費の構成

使用料対象経費（私費負担分） ＝

維持管理費
下水道サービスを提供するために必要な費用
（人件費等・処理場の維持管理負担金など）

資本費
施設の整備・更新にかかった資金を回収するための費用（減価償却費・支払利息）

使用料対象経費(私費負担分)の内訳①

維持管理費

科　目	内　容
管渠費	マンホールの修繕等の維持補修に要する経費
処理場費	終末処理場の運転、汚泥処理、維持補修等に要する経費
総係費	事業全般にわたる管理運営及び使用料の徴収等に要する経費

資本費

科目	内　容
減価償却費	汚水処理施設等の工事費のうち、一年度分の汚水を処理するためにかかったとみなされる部分を経費としたもの
企業債償還利息	過去に施設を建設するために借入を行った企業債（借入金）の利息返済分

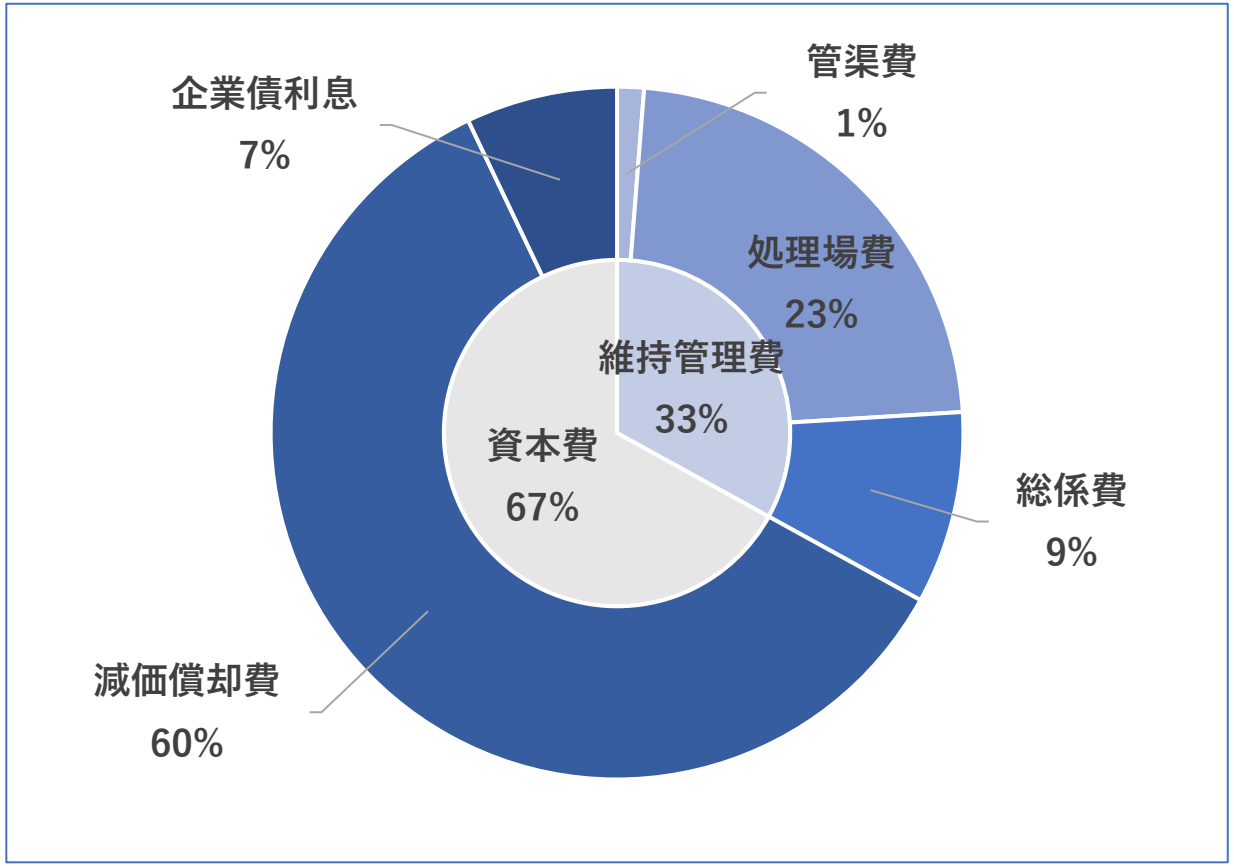
使用料対象経費(私費負担分)の内訳②

棚倉町下水道事業における使用料対象経費の内訳

経費の内訳（令和6年度決算ベース　※消費税に関する金額等は一部省略しています）

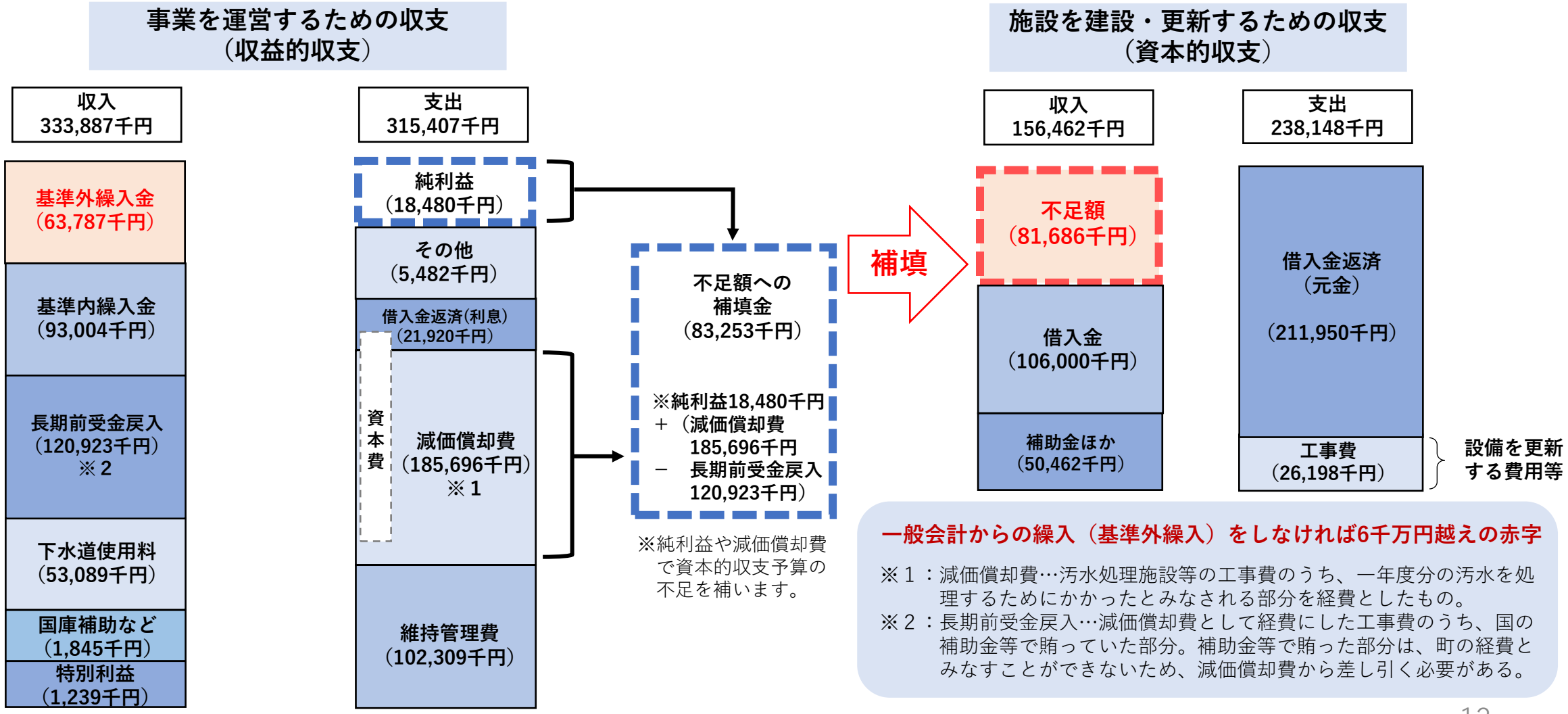
（単位：千円）

維持管理費	
管渠費	
（委託料、修繕費、材料費）	3,874
処理場費（管理等委託料、修繕費、電気代）	70,601
総係費	
（人件費、委託料、電気・電話代、修繕、消耗品費等）	27,835
小計	102,310
資本費	
減価償却費	185,696
企業債利息	21,921
小計	207,617
合計	309,927



棚倉町の現在の収支状況と問題点

※令和6年度決算ベース



一般会計からの繰入（基準外繰入）をしなければ6千万円越えの赤字

※１：減価償却費…汚水処理施設等の工事費のうち、一年度分の汚水を処理するためにかかったとみなされる部分を経費としたもの。

※２：長期前受金戻入…減価償却費として経費にした工事費のうち、国の補助金等で賄っていた部分。補助金等で賄った部分は、町の経費とみなすことができないため、減価償却費から差し引く必要がある。

今後の収支予測（使用料を改定しない場合）

不足額が年々増加し、一般会計繰入金（基準外）にますます依存

■収益的収支

（単位：千円）

収入	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料収入	53,089	53,071	53,053	53,035	53,017	52,999	52,981	52,963	52,945
他会計補助金	154,000	147,840	141,926	136,249	130,799	125,567	120,545	115,723	111,094
長期前受金戻入	114,874	115,744	116,644	117,519	118,403	119,291	119,877	120,078	120,505
収入計（①）	321,963	316,655	311,623	306,803	302,219	297,857	293,403	288,764	284,544

支出		R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
人件費		15,130	16,062	16,350	16,644	16,945	17,250	17,560	17,875	18,197
維持管理費		92,392	93,677	94,981	96,301	97,640	98,999	100,375	101,772	103,189
資本費	減価償却費	188,456	190,063	191,699	193,309	194,926	196,548	197,619	198,109	199,017
	支払利息	19,498	17,327	16,220	15,776	14,668	13,636	12,715	11,891	11,257
支出計（②）		315,476	317,129	319,250	322,030	324,179	326,433	328,269	329,647	331,660
収支（①－②）		**6,487**	**△474**	**△7,627**	**△15,227**	**△21,960**	**△28,576**	**△34,866**	**△40,883**	**△47,116**

一般会計（税金）からの繰入金とは

棚倉町の一般会計（税金）から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金のことで、次の２種類に分けられる。

基準内繰入金

国が定めた基準に基づき、一般会計が負担・補助等するための必要な経費として財政措置（交付税措置）が認められるお金。
(例) 水洗化普及経費、分流式下水道等に要する経費等

基準外繰入金

基準内繰入には該当しない、そのほかの赤字補填分。
独立採算を基本とする公営企業（下水道事業）においては、原則として使用料により負担すべき部分。

下水道事業内（使用料など）で賄うべきお金を※一般会計（税金)に負担させている

※基準外繰入金の割合

基準内繰入と基準外繰入の合計を100%としたとき、50～60%近くが「基準外繰入金」

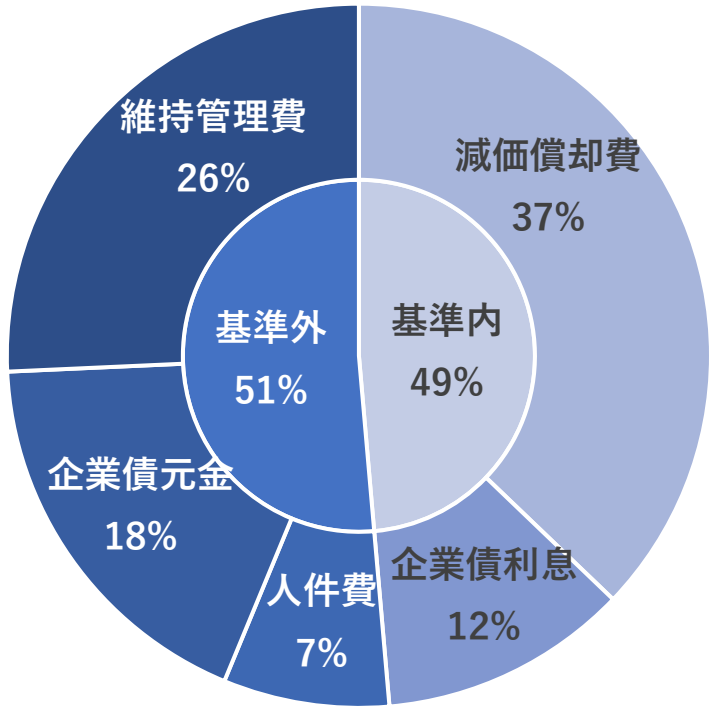
＝ 一般会計（税金）への依存度がとても高い状態

一般会計（税金）からの繰入金の内訳

基準内繰入金・基準外繰入金それぞれの内訳（令和6年度決算ベース）

（単位：千円）

基準内繰入金	
減価償却費	71,084
企業債利息	21,920
小計	93,004
基準外繰入金	
人件費	14,590
企業債元金	34,512
維持管理費	49,197
小計	98,299
合計	191,303



４．適正な下水道使用料の見直し方

使用料算定期間の設定①

使用料算定期間とは？
　今後下水道使用料で賄うべき費用がいくらになるのかを見積もる期間のこと。これをもとに下水道使用料を算定します。

基本的な考え方（下水道使用料算定の基本的考え方　2016年度　日本下水道協会）

　事業環境、施設建設の進捗度合い等の事情によって異なるが、期間が長すぎると予測の精度が低くなるため、

一般的には３年から５年程度に設定することが適当である。

算定期間

　今回の検討では、令和9年度に下水道使用料を改定すると仮定し、

▶ 令和9年度から令和13年度までの５年間 ◀

を使用料算定期間とします。

使用料算定期間の設定②

経営戦略及び計画期間をふまえた使用料算定期間を設定（イメージ）



＊経営戦略：策定後は、毎年度、進捗管理を行うとともに定期的な成果の検証・評価のうえ改定が必要。

＊料金改定：経営戦略の成果等をふまえ、安定した経営を図るため、定期的に使用料の見直しを検討。

適正な下水道使用料に対する国の方針

総務省通知（総務省が示す単価）

最低限行うべき経営努力

　下水道使用料の徴収が**150円／㎥**を前提に行われること

（使用料徴収：3,000円／20㎥）

社会資本整備総合交付金の交付要件（令和7年度までに）

　５年に１回の頻度で、**使用料改定の必要性に関する検証**を行い、**経費回収率向上**に向けたロードマップを作成する

使用料単価：150円／㎥（＝経費回収率：100％を目指す）

➡　施設の更新・改築時：国の補助を受けるための要件に

棚倉町の下水道使用料単価

総務省が示す最低限の基準額と棚倉町の下水道使用料単価との比較

事業	実績値 （令和6年度）	総務省基準額 （150.0円／㎥）との差
全体	148.7円／㎥	△ 1.3円
公共下水道事業	149.7円／㎥	△ 0.3円
農業集落排水事業	145.0円／㎥	△5.0円

＝ 最低限の基準に達していない

改定率の基準の設定

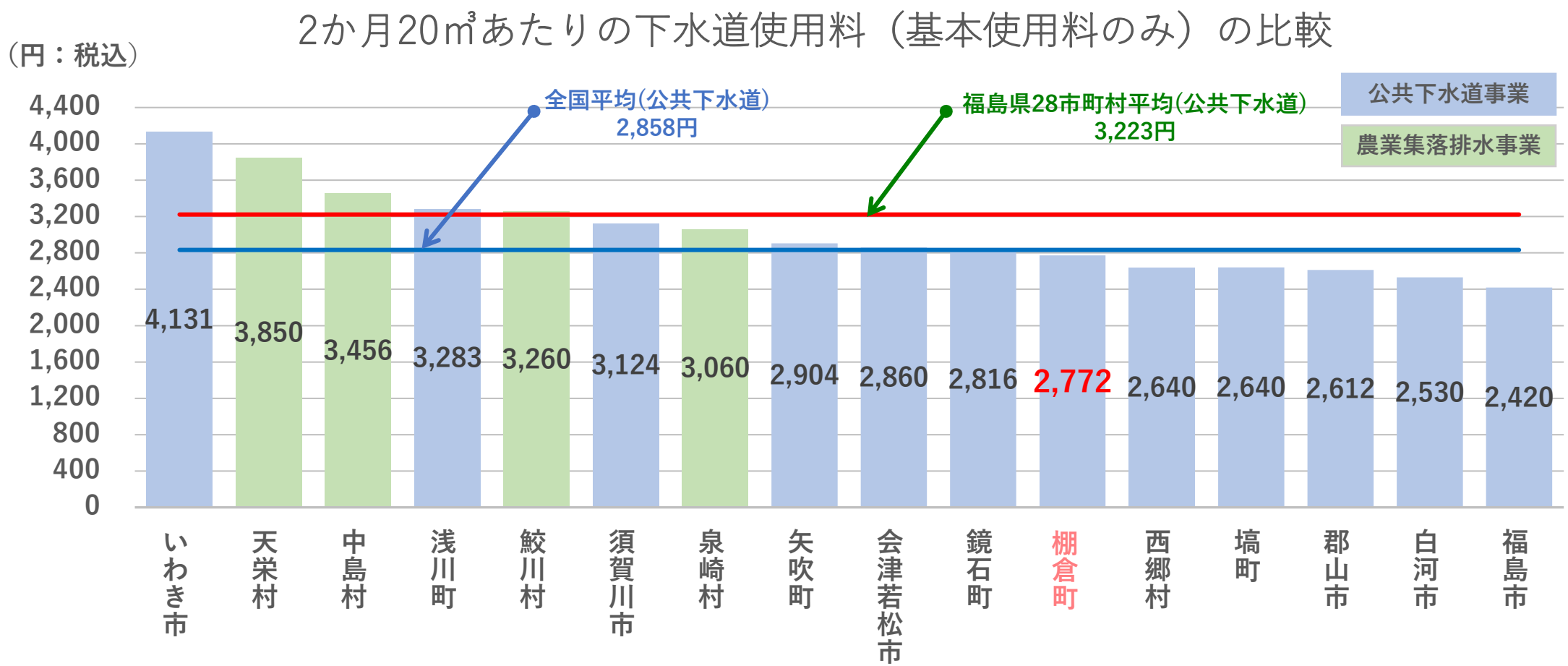
3つの問題点

1．使用料で賄うべき経費が賄えていない
2．独立採算性が原則だが、一般会計への依存度が高い
3．総務省の最低限の基準に、現在の使用料単価が達していない

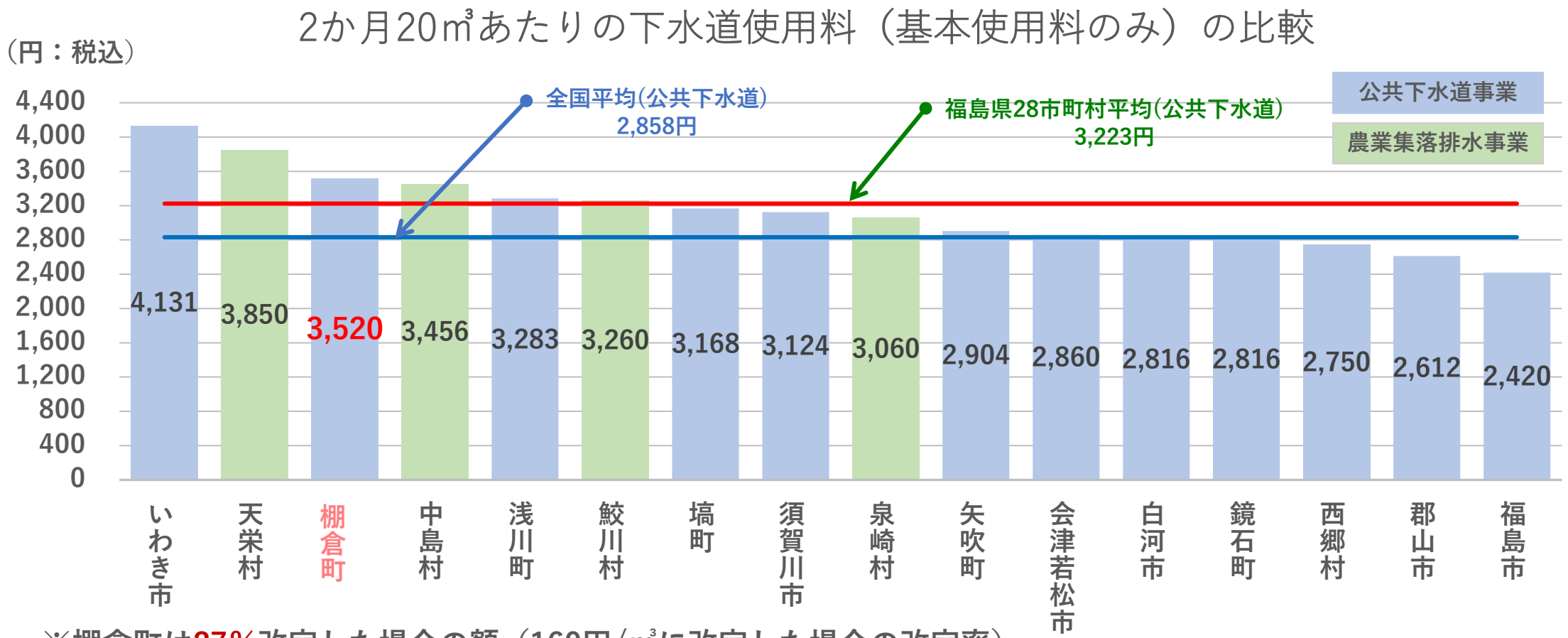
目標値

問題点を解消し、より安定した経営を目指すために今回は、令和7年度に策定した経営戦略より、**160円/㎥の改定**を目標とし、使用料見直しの検討を行います。
（具体案は次回審議会で示す予定）

福島県内の下水道使用料の比較（改定前）



福島県内の下水道使用料の比較（改定後）



※棚倉町は27%改定した場合の額（160円/㎥に改定した場合の改定率）
※白河市は令和7年度に下水道使用料を改定（11.2%）
※塙町は令和9年1月より下水道使用料を改定（20.0%）
※西郷村は令和8年10月より下水道使用料を改定（4.1%）

５．下水道使用料体系と収入の現状

棚倉町の下水道使用料体系

・**基本使用料**に**従量使用料（超過使用料）**を加算する**二部使用料制**

・使用する水量（排除する汚水の量）に応じて使用料がより高くなる**累進使用料制**

表：一般汚水の使用料体系（２か月あたり）

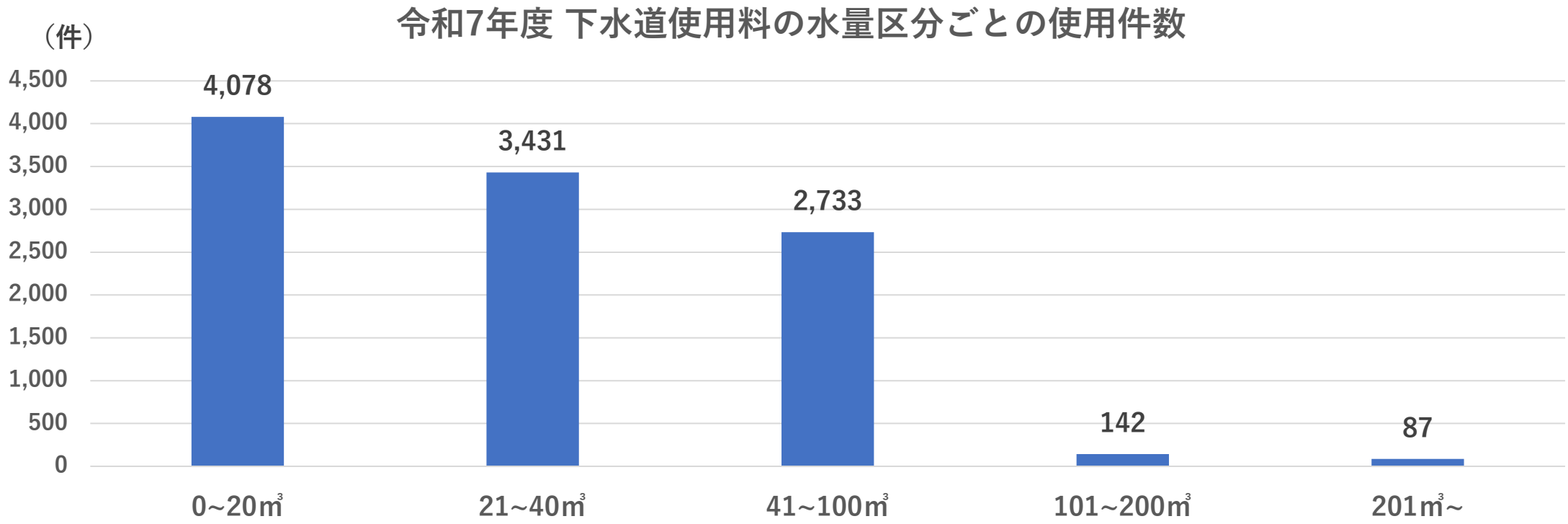
用途別	基本使用料（税抜）	超過使用料（税抜）汚水量	超過使用料（税抜）1㎥につき
一般排水	20㎥まで2,520円	20㎥を超え40㎥まで	136円
		40㎥を超え100㎥まで	148円
		100㎥を超え200㎥まで	158円
		200㎥を超えるもの	168円
		※使用する水量が多くなるほど、水量区分ごとの1㎥あたりの使用料が高くなる。	

下水道使用水量の決め方

・下水道使用水量は、原則的には水道使用水量に基づいて決めますが、
井戸などの地下水を使用している場合もあるため、下表のようになっています。

使用状況	一般汚水
水道水のみ	上水道使用水量と同量（水道メーターにより算定） 例：上水道使用水量　27㎥　⇒　汚水量　**27㎥**
井戸水のみ	1世帯1人まで：10㎥（1ヵ月当り）、1人増すごとに5㎥（1ヵ月当り）を加えた水量 例：3人世帯の場合 10㎥＋（5㎥×2人）＝20㎥　20㎥×2か月＝**40㎥**
水道水・井戸水の併用	井戸水のみの基準を使用 ただし、これを超える水道水を使用した場合は、上水道の使用水量となる。 例：3人世帯の場合：40㎥　＜　上水道使用水量：45㎥ 汚水量は**45㎥**となる。
その他	井戸水用メーターの設置等（個人負担）

棚倉町の下水道使用料収入の現状①

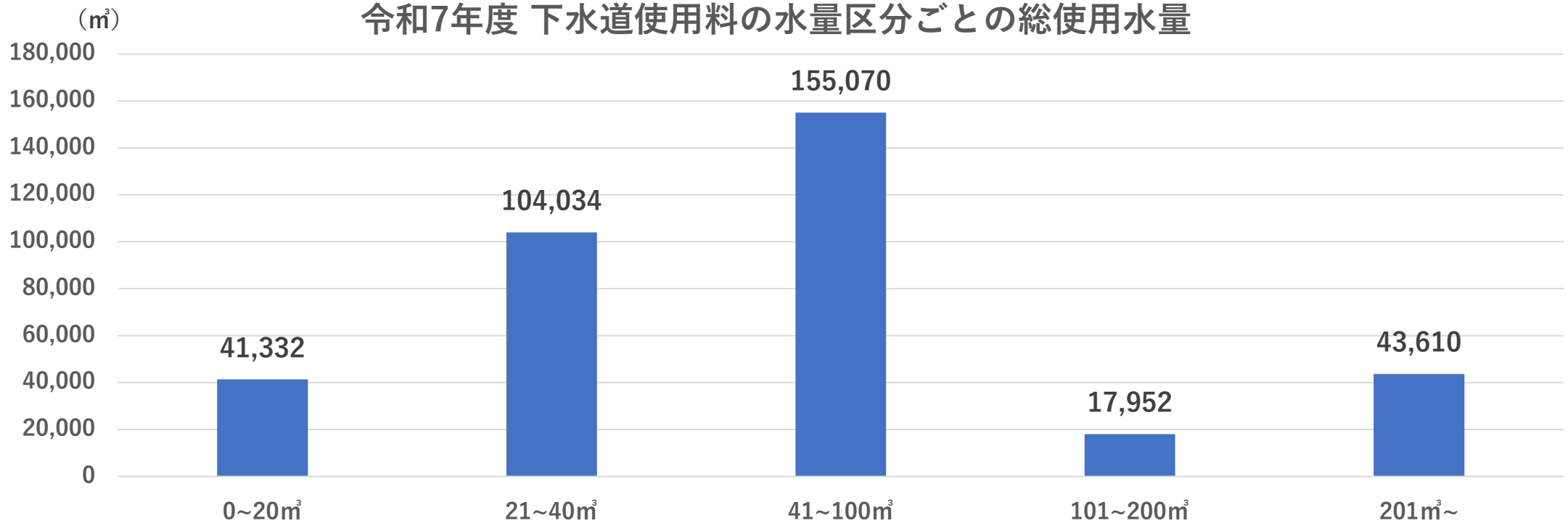


区　分	0～20㎥	21～40㎥	41～100㎥	101～200㎥	201～
使用件数	4,078件	3,431件	2,733件	142件	87件
割　合	38.9%	32.8%	26.1%	1.4%	0.8%

小口利用者　一般家庭等　大口利用者

※20㎥以下の基本使用料のみ区分が全体の38.9%
※201㎥以上の大口利用者区分は全体の0.8%

棚倉町の下水道使用料収入の現状②



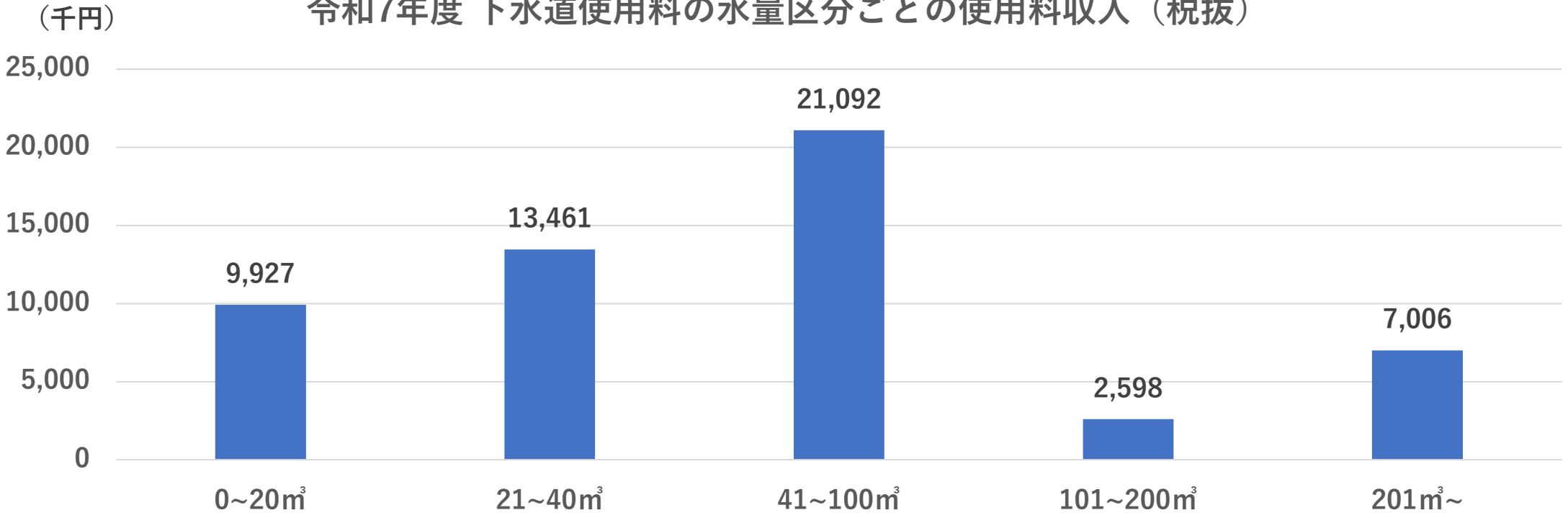
区　分	0～20㎥	21～40㎥	41～100㎥	101～200㎥	201㎥～
総使用水量	41,332㎥	104,034㎥	155,070㎥	17,952㎥	43,610㎥
割　合	11.4%	28.8%	42.8%	5%	12%

小口利用者　一般家庭等　大口利用者

※40㎥以下の区分で全体の約40%
※201㎥以上の大口利用者区分は全体の12%

棚倉町の下水道使用料収入の現状③

令和7年度 下水道使用料の水量区分ごとの使用料収入（税抜）



区　分	0～20㎥	21～40㎥	41～100㎥	101～200㎥	201㎥～
使用料	9,927千円	13,461千円	21,092千円	2,598千円	7,006千円
割　合	18.4%	24.9%	39%	4.8%	12.9%

小口利用者　一般家庭等　大口利用者

※40㎥以下の区分で全体の約43%
※201㎥以上の大口利用者区分は全体の約13%

棚倉町の下水道使用料収入の傾向

水量区分ごとの使用件数・総使用水量・使用料収入の割合

水量区分	割合	特徴
0～20㎥	・使用件数　38.9% ・総使用水量　11.4% ・使用料収入　18.4%	水量や収入は少ないが、件数は多い。
21～40㎥	・使用件数　32.8% ・総使用水量　28.8% ・使用料収入　24.9%	件数、水量、収入ともに、全体の2~3割程度となる
41～100㎥	・使用件数　26.1% ・総使用水量　42.8% ・使用料収入　39%	件数は少ないが、水量収入は全体の4割程度。 **ボリュームゾーン**。収入の根幹。
101㎥以上	・使用件数　2.2% ・総使用水量　17% ・使用料収入　17.7%	件数に対して水量や収入が多く、使用料に与える影響が大きい。

下水道使用料改定のイメージ

ケース１

基本使用料・超過使用料を同率で増額

基本使用料 20㎥まで	2,520円
【超過使用料】1㎥あたり	
21㎥～40㎥	136円
41㎥～100㎥	148円
101㎥～200㎥	158円
201㎥以上	168円

・基本料金も増額するため、水量減少の影響は比較的少ない。

・全水量区分同率増額であるため、特定の利用者が不利益を受ける印象は少ない。

ケース２

固定費部分である基本使用料のみ増額

基本使用料 20㎥まで	2,520円
【超過使用料】1㎥あたり	
21㎥～40㎥	136円
41㎥～100㎥	148円
101㎥～200㎥	158円
201㎥以上	168円

・全体的に負担は増加するが、特に小口利用者の負担が増加する印象。

・基本料金のみの増額のため、水量減少の影響は最も少ない。

・高齢者、単身者世帯等への影響が大きく、福祉に関連する施策との調整が必要。

ケース３

基本使用料と使用料収入の多い大口利用者区分の超過使用料を増額

基本使用料 20㎥まで	2,520円
【超過使用料】1㎥あたり	
21㎥～40㎥	136円
41㎥～100㎥	148円
101㎥～200㎥	158円
201㎥以上	168円

・大口利用者（事業者等に加え、学校、福祉施設）の負担増となる。

・事業者等への影響が大きく、企業誘致等の施策との調整が必要。

・学校、福祉施設への影響も大きくなるため、教育・福祉施策との調整が必要。

例：塙町の下水道使用料改定について

【 改定 】令和9年1月～　　（１か月分・税抜）

下水道使用料				
算定方式	使用料区分	現行	改定後の単価	比較増
従量制	基本使用料（10㎥まで）	1,200円	1,440円	240円
	超過使用料（1㎥につき）11㎥～	180円	220円	40円

農業集落排水使用料		
算定方式	使用料区分	単価
人員割方式（改定前）	基本使用料	1,750円
	人員割料（1人当たり）	350円
従量制（改定後）	基本使用料（10㎥まで）	1,440円
	超過使用料（1㎥につき）11㎥～	210円

※下水道使用料の基本料金は１か月 **240円増(20%)** 、超過使用料は**40円増(22%)**の改定
※農業集落排水は算定方式を**「人員割方式」**から下水道使用料と同じ**「従量制」**に変更

例：白河市の下水道使用料改定について

令和７年10月施行（１か月分・税抜）

使用料区分		現行	改定後の単価	比較増	比較増÷現行
基本使用料（10㎥まで）		1,150円	1,280円	130円	11.3%
超過使用料（1㎥につき）	11㎥～20㎥まで	143円	159円	16円	11.2%
	21㎥～30㎥まで	151円	167円	16円	10.6%
	31㎥～50㎥まで	159円	176円	17円	10.7%
	51㎥～100㎥まで	171円	190円	19円	11.1%
	101㎥～200㎥まで	187円	207円	20円	10.7%
	201㎥～500㎥まで	206円	229円	23円	11.2%
	501㎥以上	225円	250円	25円	11.1%

※基本料金は１か月 **130円増**の改定
※基本料金、超過使用料ともに**平均11.2%増**の改定
※改定計画は**令和7年度 11.2%増　令和12年度 11.2%増　令和17年度 7.0%増**